

藤沢市特別会計条例の一部改正について
藤沢市特別会計条例の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）11月28日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市特別会計条例の一部を改正する条例
藤沢市特別会計条例（昭和39年藤沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市地方卸売市場を平成24年度から民営化することに伴い、藤沢市地方卸売市場事業費特別会計を廃止する必要による。